○埼玉県警察組織規程の運用について

昭和 53 年３月 14 日

埼例規第９号・務

警　察　本　部　長

埼玉県警察組織規程の運用について（例規通達）

埼玉県警察組織規程（昭和 51 年埼玉県警察本部訓令第１号）の解釈及び運用方針は、次のとおりであるから誤りのないようにされたい。

なお、埼玉県警察組織規程の全部改正について（昭和 51 年埼例規第３号・務）は、廃止する。

記

１　趣旨（第１条）

埼玉県警察組織規程（以下「組織規程」という。）の制定の趣旨及び目的を規定したものである。

２　組織機構及び職に関する特例（第２条）

組織機構及び職に関する規定は、本来埼玉県警察組織規則（昭和 50 年埼玉県公安委員会規則第１号。以下「組織規則」という。）又は組織規程において、一元的に定めるべきものであるが、運用上別段の措置を必要とする組織機構及び職については、この組織規程によるほか、これとあわせてそれぞれ別個の訓令等によることを明記し、その根拠を定めたものである。

３　定義（第３条）

条文構成上の便宜のため、それぞれの用語の定義を規定したものである。

なお、この通達においてもそれぞれの用語をこの定義に従つて記述した。

４　課長補佐等の職務内容（第７条）

課長補佐等は、課等に置くことができる（必要がない場合は、置かないことができる。）職とし、警部又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員をもつてあてることとした。

なお、次席（隊にあつては副隊長、警察学校にあつては副校長）については、課長補佐等との組織上の位置づけ及び職務内容に差異があるので組織規則で定める職とされたものである（組織規則第 78 条）。

５　専門員及び主査の職の設置（第８条、第 10 条、第 19 条、第 21 条）

警察業務の専門化、高度化に対応するため、課等に課長補佐等相当及び署の課に課長相当の専門職として専門員を、課等及び署に係長相当の専門職として主査を設置したものである。

(1)　専門員（第８条、第 19 条）

課等及び署の課に、専門員を置くことができることとし、専門員には、警部若しくは警部補又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員をもつてあてることとした。

その職務は、「課等の事務のうち専門の事務又は技術に関する特定事項を処理し、部下の職員を指揮監督する。」ことである。

(2)　主査（第 10 条、第 21 条）

課等及び署に主査を置くことができる（必要がない場合は置かないことができる。）こととし、主査には、警部補又はこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員をもつてあてることとした。

その職務は、「上司の命を受け、係の分掌事務のうち、専門の事務又は技術に関する特定事項を処理し、部下の職員を指揮監督する。」ことである。

6　係の名称等（第９条）

(1)　課等の所掌事務は、組織規則で定められているが、その所掌事務を分掌する単位を係とし（第６条）、係の上位の職にあつて一の係又は数係をまとめる者を担当別の課長補佐等とし、課等に置く係の名称及び課長補佐等の担当については、組織の基礎であるので別表第１のように明確に定めたものである。

なお、組織規則第 78 条に規定する次席に対しても、課等の事務のうち係を単位とする担当事務を処理させることとし、また、組織規則第 75 条から第 77 条まで、第 96 条及び第 97 条に規定する職についても、特定事務の担当を明確に定めたものである。

(2)　第２項において、課等に置く係の分掌事務を課長等が本部長の承認を得て定めることとしたのは、実態に即した組織運用を図るため、「所掌事務をどの係に、どのように分掌させるか。」という課等内の係の事務量と責任を決める組織確立の権限を課長等に委ねることとしたものである。

従つて課長補佐等の担当の指定及び係長以下の職員の課等内における人事配置の権限（第 15 条）と相まつて、課長等に対し、課等の運営の自主性とその責任を大幅に認めたものである。

(3)　係の分掌事務についての本部長への具体的な承認手続は、「分掌事務の承認手続について（昭和51年埼例規第6号・務）」によつて行うものとする。

(4)　別表第1の係の名称については、分掌事務の内容が概ね同一のものを担当補佐単位又は配置場所（分駐隊、方面隊等）単位に統合することとし、このための措置として、下記8に規定する係長の複数配置とこれに伴う係の設置ができるよう規定している。

7　初任科生（第14条）

初任科生を警察学校に置き、初任教養を受ける巡査をもつてあてることとし、その職務を警察官として必要な資質、学術、実務等の修得に従事することを明確に規定したものである。

8　職員の配置（第15条、第26条）

課長補佐等の担当の指定並びに係長以下の職にある警察官及び一般職員の課等及び署内における配置又は配置換について、課長等又は署長に委任することを規定したものである。

また、課長等又は署長は、必要がある場合は、一の係に複数の係長を配置することができること及び配置する係長の数に応じて係を設け、又は係長別にそれぞれ担任を定めて事務を行わせることができることと規定したのは、係名の大幅統合にあわせて、交替制部門等の実情にそうようにしたものである。

配置する係長の数に応じて係を設ける場合は、○○第一係、○○第二係又は○○第一の一係、○○第一の二係というように区分することができるものとする。

ただし、係長の複数配置は、定員配置が前提となるので、定員配置のないときに複数配置を行おうとする場合は、埼玉県警察処務規程第36条の規定により、あらかじめ本部長の承認を受けなければならない。

9　主管の決定（第16条、第27条）

主管の明らかでない事務に関し、その主管に疑義が生じた場合の主管の決定の仕方について明確に規定したものである。

10　署に置く課及び係の名称（第20条）

(1)　署に置く課及び係は、その署の規模に応じて区分し、別表3に定める類型により統一した係名を用いることとしたものである。

(2)　課及び係の分掌事務は、署長が、課等の所掌事務を基準とし、本部長の承認を得て定めることとしたが、署別の課及び係の設置状況、事務量、定員数及び現員の事務能力等はそれぞ

れ異なるので、署長は「署の係の分掌事務の基準（別添）」によって検討を行って課及び係の分掌事務を定め、申請するものとした。

この基準は、署長が、署の係の分掌事務を定めるに当たって、署によって著しく異なることのないよう基準を示したものであるが、署情によりこれと異なる定めを部分的にすることは差し支えない。

分掌事務を定めた場合の本部長の承認を受ける手続については、課等の場合と同様前記６(3)によって行うこととする。

10の２　署の課長（第18条）

署の課長には、警視若しくは警部若しくはこれと同等の職にある事務職員若しくは技術職員又は警部補をもつてあてることとしたが、警部補を課長にあてるのは、警部補の階級にある職員の対外交渉の円滑化、士気の高揚、責任の明確化等を図るためである。

11　その他

(1)　臨時交番等の設置（第24条）

臨時交番等の設置の手続等について明確に規定したものである。

(2)　検問所及び連絡所の設置（第25条）

署長は、犯罪の予防、捜査、交通の取締り等全ての職務執行のため必要な場所に検問所を、また、警察と公衆との連絡等の便宜のため必要な場所に防犯連絡所等の連絡所を設置することができることとした。

本条で規定する検問所は、所属の勤務員を運用して一時的に設置する検問所というのであって、新たに定員及び施設を伴う常設の検問所を設置する必要があるときは、埼玉県警察処務規程第57条の規定に基づき本部長に上申するものとする。

実施日

この例規通達は、昭和53年４月１日から実施する。

実施日（昭和54年３月16日埼例規第13号・務）

この例規通達は、昭和54年４月１日から実施する。

実施日（昭和55年３月29日埼例規第17号・務）

この例規通達は、昭和55年４月１日から実施する。

実施日（昭和56年８月24日埼例規第29号・務）

この例規通達は、昭和56年８月24日から実施する。

実施日（昭和59年３月31日埼例規第15号・務）

この例規通達は、昭和59年４月１日から実施する。

実施日（昭和59年10月19日埼例規第29号・務）

この例規通達は、昭和59年11月１日から実施する。

実施日（昭和60年３月29日埼例規第25号・務）

この例規通達は、昭和60年４月１日から実施する。

実施日（昭和61年３月26日埼例規第11号・務）

この例規通達は、昭和61年４月１日から実施する。

ただし、第３〔特別昇給実施要領〕、第５〔地方警務官に対する旅費支給要領〕、第６〔警察参考人等に対する費用弁償に関する要綱〕及び第７〔退職手当支給事務の取扱いについて〕の改正規定は、昭和61年３月26日から実施する。

実施日（昭和62年３月11日埼例規第11号・務）

この例規通達は、昭和62年４月１日から実施する。

実施日（昭和63年３月28日埼例規第16号・務）

この例規通達は、昭和63年４月１日から実施する。

実施日（昭和63年12月７日埼例規第44号・務）

この例規通達は、昭和64年１月１日から実施する。

実施日（平成元年３月29日埼例規第24号・務・情管）

この例規通達は、平成元年４月１日から実施する。

実施日（平成２年３月31日埼例規第25号・務）

この例規通達は、平成２年４月１日から実施する。

実施日（平成３年３月29日埼例規第22号・務）

この例規通達は、平成３年４月１日から実施する。

実施日（平成４年３月17日埼例規第11号・務）

この例規通達は、平成４年３月17日から実施する。

実施日（平成４年３月30日埼例規第16号・務）

この例規通達は、平成４年４月１日から実施する。

実施日（平成４年８月31日埼例規第55号・務）

この例規通達は、平成４年９月１日から実施する。

実施日（平成５年３月 12 日埼例規第８号・務）

この例規通達は、平成５年３月 15 日から実施する。

実施日（平成６年３月 15 日埼例規第 12 号・務）

この例規通達は、平成６年４月１日から実施する。

実施日（平成６年 10 月 28 日埼例規第 48 号・務）

この例規通達は、平成６年 11 月１日から実施する。

実施日（平成７年３月 27 日埼例規第 13 号・務）

この例規通達は、平成７年４月１日から実施する。

実施日（平成８年３月 29 日埼例規第 24 号・務）

この例規通達は、平成８年４月１日から実施する。

実施日（平成９年３月 31 日埼例規第 35 号・務）

この例規通達は、平成９年４月１日から実施する。

実施日（平成 10 年３月 31 日埼例規第 28 号・務）

この例規通達は、平成 10 年４月１日から実施する。

実施日（平成 11 年３月 30 日埼例規第 23 号・務）

この例規通達は、平成 11 年４月１日から実施する。

実施日（平成 12 年３月 31 日埼例規第 34 号・務）

この例規通達は、平成 12 年４月１日から実施する。

実施日（平成 12 年 12 月 22 日埼例規第 80 号・務）

この例規通達は、平成 13 年１月１日から実施する。

実施日（平成 13 年３月 30 日埼例規第 49 号・務）

この例規通達は、平成 13 年４月１日から実施する。

実施日（平成 14 年３月 29 日埼例規第 29 号・務）

この例規通達は、平成 14 年４月１日から実施する。

実施日（平成 15 年３月 31 日務第 721 号）

この通達は、平成 15 年４月１日から実施する。

実施日（平成 15 年９月 18 日務第 2032 号）

この通達は、平成 15 年９月 25 日から実施する。

実施日（平成16年３月31日務第811号）

この通達は、平成16年４月１日から実施する。

実施日（平成17年３月29日務第657号）

この通達は、平成17年４月１日から実施する。

実施日（平成17年９月27日務第2310号）

この通達は、平成17年10月１日から実施する。

実施日（平成19年４月１日務第873号）

この通達は、平成19年４月１日から実施する。

実施日（平成19年10月１日務第2537号）

この通達は、平成19年10月１日から実施する。

実施日（平成17年10月14日務第2504号）

この通達は、平成17年10月14日から実施する。

実施日（平成19年10月１日務第2537号）

この通達は、平成19年10月１日から実施する。

実施日（平成20年３月31日務第922号）

この通達は、平成20年４月１日から実施する。

実施日（平成20年９月30日務第2725号）

この通達は、平成20年10月１日から実施する。

実施日（平成21年３月27日務第843号）

この通達は、平成21年４月１日から実施する。

実施日（平成22年３月30日務第770号）

この通達は、平成22年４月１日から実施する。

実施日（平成23年３月22日務第649号）

この通達は、平成23年４月１日から実施する。

実施日（平成24年３月28日務第771号）

この通達は、平成24年４月１日から実施する。

実施日（平成26年３月20日務第741号）

この通達は、平成26年４月１日から実施する。

実施日（平成27年３月31日務第774号）

この通達は、平成 27 年４月１日から実施する。

実施日（平成 30 年３月 28 日務第 792 号）

この通達は、平成 30 年４月１日から実施する。

実施日（平成 31 年３月 29 日務第 827 号）

この通達は、平成 31 年４月１日から実施する。

実施日（令和３年３月 12 日務第 489 号）

この通達は、令和３年３月 19 日から実施する。

実施日（令和５年３月 15 日務第 598 号）

この通達は、令和５年４月１日から実施する。

別添（10関係）

署の係の分掌事務の基準

<table>
<tr><th colspan="4">係</th><th>分掌事務</th></tr>
<tr><td rowspan="2">警務係</td><td>警務係</td><td>（警務係）</td><td>警務係</td><td>総務部総務課、同部文書課、同部広報課、同部情報管理課及び同部財務局装備課並びに警務部警務課（会計係の分掌する事務を除く。）、同部監察官室、同部教養課及び同部厚生課（会計係の分掌する事務を除く。）の所掌に属すること。</td></tr>
<tr><td>留置管理係</td><td>（留置管理係）</td><td>留置管理係</td><td>総務部留置管理課の所掌に属すること。</td></tr>
<tr><td colspan="4">会計係</td><td>1　総務部財務局会計課及び同局施設課の所掌に属すること。
2　警務部警務課給与係の分掌する事務のうち、給与に関すること（昇給及び勤勉手当に係る勤務成績評定に関することを除く。）及び埼玉県警察情報管理システムによる勤務情報管理業務の運用（埼玉県警察処務規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号）第14条及び第20条に規定する事務を除く。）に係る事務に関すること。
3　警務部厚生課の所掌事務のうち、公舎の修繕に関　すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生活安全係</td><td colspan="3">生活安全総務係</td><td>主として生活安全部生活安全総務課（生活安全・サイバー捜査係及び警察安全相談係の分掌する事務を除く。）、同部保安課（生活安全・サイバー捜査係の分掌する事務を除く。）、同部生活経済課（生活安全・サイバー捜査係の分掌する事務を除く。）及び同部サイバー局サイバー対策課の所掌に属すること並びに同部人身安全対策課の所掌事務のうち、行方不明者発見活動に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">生活安全・
サイバー捜査係</td><td>主として生活安全部少年課及び同部サイバー局サイバー捜査課の所掌に属すること並びに同部生活安全総務課、同部人身安全対策課、同部保安課及び同部生活経済課の主管する事件の捜査に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="4">警察安全相談係</td><td>生活安全部生活安全総務課の所掌事務のうち、警察安全相談に関すること及び同部人心安全対策課（生活安全総務係及び生活安全・サイバー捜査係の分掌する事務を除く。）の所掌に属すること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">地域係</td><td colspan="3">地域総務係</td><td>地域部地域総務課及び同部通信指令課の所掌事務のうち、庶務、企画及び雑踏警備に関すること並びに主として日勤制の地域警察官による同部地域総務課及び同部通信指令課の所掌に属する事務の実施に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域第一・第二・第三係</td><td>地域第一・第二・第三係</td><td>交替制の地域警察官（交番、無線自動車警ら等）による地域部地域総務課及び同部通信指令課の所掌に属する事務の実施に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>地域捜査係</td><td>事件の捜査、処理及び検挙・補導活動の実施に関すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">捜査係</td><td rowspan="4">強行・盗犯係</td><td>刑事総務係</td><td colspan="2">刑事総務係</td><td>主として刑事部刑事総務課の所掌に属すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">強行・盗犯係</td><td>強行犯係</td><td>強行犯係</td><td>主として刑事部捜査第一課の所掌に属すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">盗犯係</td><td>盗犯第一係</td><td rowspan="2">主として刑事部捜査第三課の所掌に属すること。</td></tr>
<tr><td>盗犯第二係</td></tr>
<tr><td>知能・組織犯罪対策係</td><td colspan="3">知能・暴力犯係</td><td>主として刑事部捜査第二課、同部組織犯罪対策局組織犯罪対策課、同局捜査第四課及び同局国際捜査課の所掌に属すること。</td></tr>
<tr><td colspan="4">鑑識係</td><td>主として刑事部鑑識課の所掌に属すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">交通係</td><td colspan="3" rowspan="3">交通総務係</td><td>交通総務係</td><td>主として交通部交通総務課（交通事件管理係の分掌する事務を除く。）、同部運転免許本部運転免許課及
び同部運転免許本部運転免許試験課の所掌に属すること。</td></tr>
<tr><td>交通規制係</td><td>主として交通部交通規制課の所掌に属すること。</td></tr>
<tr><td>交通指導係</td><td>主として交通部交通指導課（交通事件管理係の分掌する事務を除く。）及び同部運転免許本部運転管理課（交通事件管理係の分掌する事務を除く。）の所掌に属すること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="3">交通事件管理係</td><td rowspan="3">主として交通部交通総務課交通指導室の所掌に属すること及び同部運転免許本部運転管理課の所掌事務のうち、行政処分の上申に関すること。</td></tr>
<tr><td>主として交通部交通指導課の所掌事務のうち、事件送致に関すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事故捜査係</td><td rowspan="3">事故捜査係</td><td>主として交通部交通捜査課（事故捜査係及びひき逃げ捜査係の分掌する事務を除く。）の所掌に属すること。</td></tr>
<tr><td>事故捜査係</td><td>主として交通部交通捜査課の所掌事務のうち、交通事故事件の捜査に関すること。</td></tr>
<tr><td>ひき逃げ捜査係</td><td>主として交通部交通捜査課の所掌事務のうち、ひき逃げ事件の捜査及び特命事項に関すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">警備係</td><td>警備第一係</td><td>警備第一係</td><td>警備第一係</td><td>主として警備部公安第一課の所掌に属すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">警備第二係</td><td rowspan="3">警備第二係</td><td>警備第二係</td><td>主として警備部公安第二課の所掌に属すること。</td></tr>
<tr><td>外事第一係</td><td>主として警備部外事課の所掌に属すること（外事第二係の分掌する事務を除く。）。</td></tr>
<tr><td>外事第二係</td><td>主として警備部外事課の主管する事件の捜査に関すること。</td></tr>
<tr><td>警備第三係</td><td>（警備第二係）</td><td>主として警備部公安第三課、同部警備課及び同部危機管理課の所掌に属すること。</td></tr>
</table>